

令和4年8月22日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会  
委員長 富永 悌二

中期目標の期間の終了時の検討について（答申）

令和4年7月4日付け医療第260号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- ・ 中期目標の期間の終了時の検討に係る意見について  
別紙のとおり

## 中期目標の期間の終了時の検討に係る意見

### 【石岡副委員長】

- わが国における、がん罹患率と死亡率の現状、国のがん対策、とくに第3期がん対策推進基本計画の中間評価報告書並びに第4期がん対策推進基本計画立案に向けた国の動き（例えば、がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し等）等を鑑み、宮城県においては今後も従来よりも一層のがん対策推進が求められる。宮城県に於いてはこれまで、当該地方独立行政法人の2つの医療機関の1つ、宮城県立がんセンターは東北大学病院とともに都道府県がん診療連携拠点病院として指定され、宮城県がん対策推進計画の中の取り分けがん医療の推進役として宮城県がん診療連携協議会で活動してきた実績が認められる。宮城県がん診療連携協議会による宮城県内の地域がん診療連携拠点病院（民間病院を含め複数のタイプの法人組織が運営）のこれまでの現況調査や指定状況を顧みると、指定された地域がん診療連携拠点病院が安定したがん医療提供体制を維持することは必ずしも容易ではない。このため、県民には、宮城県の補助金を入れた当該地方独立行政法人が宮城県立がんセンターは従来通りに運営し、宮城県内で政策医療を着実に実現できる医療機関として存続させることの期待が高い。
- 当該地方独立行政法人のもう1つの医療機関である宮城県立精神医療センターも、同様に国の政策医療の一端を地方で担う重要な役割を果たし、今後もその重要性は変わらないと考えられる。
- このような背景から、当該地方独立行政法人の業務（2病院による政策医療を中心とする医療の提供や政策医療の実現に資する研究）の継続又は組織の存続は今後も必要であると考えられる。一方、今後のがん対策には、第3期がん対策推進基本計画の中間評価報告書にあるように、小児・AYA世代、希少がん、難治がん、高齢者のがん、がんゲノム医療に加えて、学際的な新しい視点での多様ながん医療の提供体制が求められる（おそらくかつ第4期がん対策推進基本計画にも記載されると予測される）。これに対しては、東北大学病院を含めた地域の他の医療機関との役割分担による連携により、より効率的に実現できると考える。さらに、前述の中間評価報告書によれば今後のがん対策にはがんの研究の更なる充実が求められ、今後の宮城県立がんセンターには他の都道府県の全がん協病院である静岡県立がんセンターや大阪国際がんセンターのように、高度な診療提供体制に加え、より高度な研究開発体制の構築が期待される。
- このような現状を踏まえて、宮城県における政策医療の実現性を十分に考慮して当該地方独立行政法人の将来の業務や組織体制を立案すべきと考える。

### 【小野寺委員】

- 今後とも、新型コロナウイルス感染症等の外的要因による業況変動や4病院統合に係る議論加速化等の内的要因による事業方針の変更等が予想されることから、適宜各種目標の設定基準の見直しや収益確保に向けた取組の検討・実践に期待したい。

### 【郷内委員】

- 「第7次宮城県地域医療計画」（平成30(2018)年度～2023年度）によれば  
第2章 いつでもどこでも安心な医療の提供

第1節 がん ……74
第2節 脳卒中 ……86
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患 ……94
第4節 糖尿病 ……103
第5節 精神疾患 ……109
第6節 救急医療 ……122
第7節 災害医療 ……131
第8節 へき地医療 ……139
第9節 周産期医療 ……145
第10節 小児医療 ……156
第11節 在宅医療 ……163

とあるように、「がん」と「精神疾患」は大きな柱の一つであり、当該病院機構が運営する「精神医療センター」と「がんセンター」はいずれも宮城県が定める地域医療の推進には欠かせない医療機関であると考える。

- 中期目標の期間の終了時に業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他を検討するとあるが、現状で行われている業務を廃止若しくは移管するという選択肢はどこからきているのか。県民がいつでもどこでも受けられる安心できる医療を受療できることは県民の権利であり、民間病院ではできない政策医療でしか救えない命があるのも現実である。
- たとえば「がん対策推進基本法」が生まれた背景は、住んでいる地域によって受けられない医療（地域格差）や診療レベルのバラツキがあるために治療成績にバラツキが出るといった地域間格差や病院間格差に多くの患者が苦しんだことが発端になっており、この法律によってようやく地域間の格差解消が図られつつある、という状況を忘れないでいただきたい。行政が音頭を取って県内の医療を包括的に検討して地域間の格差解消を図り、県民が住まいに関わらず良質な医療を受けられる環境は是非とも維持していただきたい。
- 仮に、廃止あるいは移管という方針が出た場合、現状の診療レベルが後退することのないように対処していただきたい。

**【佐藤（裕）委員】**

- 精神医療センターと東北労災病院及びがんセンターと仙台赤十字病院の再編・移転構想が打ち出され大きく報道されている。この構想実現のためには当然ながら地方独立行政法人法30条における「当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討」そしてそれに基づく「業務の廃止若しくは移管又は廃止その他の所要の措置を講ずること」が必要となる。
- この構想については移転場所について候補地が公表されているものの、その再編の法的構成、新たな組織形態・運営主体、今後の手続進行予定等についてはこれまでに具体的に明らかにされていない。本部を別途に有する相手方との協議であり、再編協議に関わる情報を全てオ

オープンにすることが難しいという要因があることは理解できるが、これまでも多くの運営費負担金や補助金といった公金が費やされているのであり、再編・移転の必要性、合理性、新しい医療機関と宮城県の関係等について十分な検討を尽くして県民に説明することが必要である、と考える。

#### 【菅原委員】

- 新型コロナの影響が継続する中で、2病院は新型コロナ対策に協力し、さらに、精神医療及びがん医療の専門診療を維持し、宮城県民へ医療提供を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症パンデミック下では、今後、感染症状だけでなく、精神的問題を含む後遺症の顕在化が危惧される。精神医療センターには、宮城県民の精神医療における包括的で、専門的な役割を担うことが望まれる。

がんセンターにおいても、新型コロナウイルス感染症パンデミック下での受診控えによる、がん患者の初回治療の遅れ、重症化が危惧される中、一般病院では対応しきれないがん患者への診療を専門的に担うことが望まれる。

2病院は宮城県の医療の質を担保する上で、不可欠な専門性を持つと思われる。

病院経営においては、専門診療の収益安定を図るために、診療報酬の確実な確保、人材育成、体制の強化が望まれる。経費削減の視点だけでなく、専門的な医療を活発に提供することによる収益確保の視点も必要かと考える。

#### 【富田委員】

- 中期目標の期間における実績から、宮城県立精神医療センター、宮城県立がんセンターとも、宮城県の精神医療、がん診療にとってその存続が不可欠の組織であると考えられる。宮城県立精神医療センターは、宮城県における精神科医療ニーズに応える上で、精神科救急における器質因の鑑別を含む検査・身体診察の体制強化が求められる一方、県全体の精神科医療資源の地理的バランスや精神疾患罹患者の社会復帰促進に向けて築いてきた地域の社会資源との連携体制を維持発展させることにも配慮が必要と考えられる。また、宮城県立がんセンターが推進してきていた先進的ながん診療の体制は宮城県の政策医療として維持発展させていくことが望ましいと考えられる。

#### 【富永委員長】

- 現状県の政策医療を実践しており、本法人の業務の継続の存続が望まれる。ただし、政策医療とはいえ、県から多額の支出に依存しており、今後組織体制の在り方を検討する余地はある。